

徳力本店の自動継続式

『金・プラチナ地金定額購入制度』約款

第1条(適用範囲)

株式会社 徳力本店(以下「弊社」といいます)の自動継続式「金・プラチナ地金定額購入制度」(以下「定額購入制度」といいます)に関しては、本約款の定めるところによります。

第2条(定義)

定額購入制度とは、お客様が弊社に金地金およびプラチナ地金(以下「地金」といいます)の買付委託を希望した際に、弊社と買付委託契約(以下「本委託契約」といいます)を締結し、弊社がその地金を保管することをいいます。

第3条(コース種類)

定額購入制度は、以下の3コースとし、愛称「TOKURIKI 1・2・3」と呼びます。

1. TOKURIKI 1コース(金地金の定額購入)
2. TOKURIKI 2コース(プラチナ地金の定額購入)
3. TOKURIKI 3コース(金地金・プラチナ地金の定額購入)

第4条(サービス内容)

定額購入制度のサービス内容は以下の通りです。

1. 積立購入
ご希望のコースにおける、申込み金額に応じた地金購入積立をいたします。
2. 地金の保管
お客様が買付けた地金を保管するサービスです。なお、地金の保管は第12条の規定によるものとします。
3. スポット購入
お客様が通常の日々の買付とは別に、店頭および電話・WEBで地金をスポット購入するサービスです。なお、スポット購入は第14条の規定によるものとします。
4. 返却
お客様が買付けた地金を返却するサービスです。なお、返却は第17条の規定によるものとします。
5. 売却
お客様が買付けた地金を売却するサービスです。なお、売却は第18条の規定によるものとします。
6. 等価交換
お客様が買付けた地金を等価交換するサービスです。なお、等価交換は第19条の規定によるものとします。

第5条(申込み条件)

お客様が定額購入制度を利用されるためには弊社との間において本委託契約を締結することを要し、また本委託契約を締結するためには以下条件を満たしている必要があります。

1. 日本国内に在住していること。
2. ご利用金融機関が国内の金融機関であること。
3. 個人名義での利用の際は、ご登録住所が弊社の定める本人確認書類と一致すること。
4. 法人名義での利用の際は、ご登録住所が全部事項証明書と一致すること。

第6条(本人確認等)

1. 本会員契約または本委託契約に基づく個別契約の締結その他本約款または附帯規程に基づく取引を行うにあたり本人確認の必要があるとき、または行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他関係法令に従い個人番号等の取得の必要があるときは、お客様に対し、弊社所定の用紙の提出等を求めることができます。
2. 前項の用紙の提出等を受けられない場合、その他お客様の本人確認ができないと判断した場合、本取引をお断りできるものとします。また、この場合本約款もしくは附帯規程に基づく弊社の義務の全部もしくは一部の履行を停止す

ることができるものとします。このことについて、弊社は一切責任を負わないものとします。

第7条(申込み)

1. お客様が本約款を承諾のうえ定額購入制度に申込みを希望される場合、弊社所定の用紙に必要事項をご記入後、本人確認書類を同封の上、弊社にご提出いただきます。法人の場合は全部事項証明書と代表者の本人確認書類をご提出いただきます。全て受領した時点で申込みを承ります。
2. 未成年のお客様には、申込書のほか法定代理人（親権者または未成年後見人）の同意書および弊社が別途定める法定代理人の公的証明書（戸籍全部事項証明書等）を弊社にご提出いただきます。
3. 成年後見人のお客様には、成年後見人による申込書および弊社が別途定める成年後見人の公的証明書（家庭裁判所の審判書、法務局の資格証明書等）を弊社にご提出いただきます。
4. 被保佐人のお客様には、申込書のほか、保佐人の同意書および弊社が別途定める保佐人の公的証明書（家庭裁判所の審判書、法務局発行の登記事項証明書等）を弊社にご提出いただきます。
5. 被補助人のお客様のうち家庭裁判所により定額購入制度の利用にあたり補助人の同意が必要である旨の審判を受けたお客様には、申込書のほか、補助人の同意書および弊社が別途定める補助人の公的証明書（家庭裁判所の審判書、法務局発行の登記事項証明書等）を弊社にご提出いただきます。
6. 本条第2項から前項までの規定は、第14条、第17条、第18条、第19条、第20条および第23条の各サービスの申込み並びに第27条の契約終了の申し出に準用します。

第8条(年会費および購入金額ならびに支払方法)

お客様が定額購入制度に申込みをされた月の翌々月より、毎月8日(当日が金融機関休業日の場合、その翌営業日とします)に以下の金額を口座振替いたします。

1. 年会費はご登録口座から初回口座振替時、および継続の際の口座振替時に全額を請求いたします。
定額購入制度の購入停止をされる場合でも、契約解除をされない限り年会費をお支払いいただきます。また中途解約においても年会費は返金いたしません。
2. 定額購入制度に申込みをされたお客様は購入金額として、買付金額と買付手数料の総額を毎月お支払いいただきます。なお購入金額には消費税が含まれています。

①買付金額

以下の金額からお客様のご希望により1,000円(税込)単位で上積みした金額といたします。

コース	買付金額
TOKURIKI 1コース	3,000円
TOKURIKI 2コース	3,000円
TOKURIKI 3コース	5,000円

(税込)

②買付手数料

買付金額に応じ弊社所定の買付手数料を毎月お支払いいただきます。購入金額1,000円(税込)ごとに月額25円(税込)となります。

第9条(契約の成立および会員の登録)

前条に定める年会費および初回の購入金額がご登録口座から口座振替されたときに契約が成立したものとし、お客様を定額購入制度の会員(以下「会員」といいます)として登録いたします。本契約および会員の取引その他に関して、クーリングオフ、返品、契約申込みの撤回または契約解除に応じることはできません。

第10条(本委託契約期間および自動継続)

本委託契約の買付有効期間(以下「本委託契約期間」といいます)は、年会費および購入金額がご登録口座から口座振替された月の翌月1日から1年間となります。ただし第27条・第28条・第29条・第31条および第34条のいずれの事由にも該当しない場合には、本委託契約は以後同一条件にて自動継続され、次年度以降も同様とします。

第11条(買付方法および所有権の移転)

1. 会員は前条の本委託契約期間中、会員の申込み買付金額に応じて、弊社毎営業日初回の弊社発表小売価格(以下、「小売価格」といいます)にて一定額ずつ継続して地金の買付をします。
2. 毎営業日の買付金額は、申込み買付金額を弊社の営業日日数で除した金額とし、1円未満の端数は第1営業日の買付金額に加算調整します。
3. TOKURIKI3コースで会員が買付をする地金の割合は、弊社があらかじめ定める購入比率に従い、営業日毎に自動的に決定します。
4. 第8条に定める購入金額がご登録口座から口座振替されない場合は、翌月の買付を停止させていただきます。ただし、弊社が定める期日までに購入金額等を弊社指定銀行口座に支払われた場合は買付の対象となります。
5. 地金の所有権は、会員が毎営業日に地金の買付をした時(弊社が当日買付重量の処理を完了した時)より会員に移転します。

第12条(地金の保管)

1. 会員との本委託契約に基づきお預かりした地金は、会員のご依頼があるまで弊社所定の保管金庫に格納し、善良なる管理者の注意をもって厳重に保管管理いたします。
2. 前項で会員よりお預かりした地金の保管に際しては、会員が所有権を有する地金として管理し保管いたします。保管方法は弊社の資産とは別といたします。
3. 毎月末に管理者によって棚卸業務を行います。また、年度末に第三者に対して確認業務を委託するなどして、お預かり地金を適切な体制で管理いたします。

第13条(地金残高の通知)

本委託契約期間における会員の2月末および8月末現在のお預かり地金残高を年2回、会員のご登録住所宛に書面にて報告いたします。

第14条(スポット購入)

会員は本委託契約期間中、スポット購入受付時間内においてスポット購入を申し出ることができます。また、申込みコース種類に関わらず、地金を購入し預入れることができます。

1. 店頭受付

①受付先

東京本社地金店舗または大阪店。

②受付時間

営業日10時から17時までとします。ただし、月の最終営業日のみ16時までとします。

③申込み

店頭にて所定の手続きを行っていただきます。

④購入単位

重量指定(1g以上)あるいは金額指定(1g相当以上)とします。

⑤適用価格

スポット購入申込み時点とします。

⑥決済方法

店頭にてスポット購入代金を現金でお支払いいただきます。

⑦発行書類

取引完了後、スポット購入内容を記載した「計算書」を発行いたします。

2. 電話受付

①受付先

地金店舗所定の電話番号。

②受付時間

営業日10時から13時30分までとします。

③申込み

電話にて申込みをしていただき、所定の手続きを行っていただきます。

④購入単位

重量指定(5g以上)あるいは金額指定(5g相当以上)とします。

⑤適用価格

スポット購入申込み時点とします。

⑥決済方法

弊社指定銀行口座にスポット購入代金を電信扱いで、申込み当日14時までにお振込みしていただきます。

手数料は会員負担とします。

⑦発行書類

取引完了後、スポット購入内容を記載した“計算書”を会員のご登録住所宛に送付いたします。

3. WEB 受付

①受付先

ホームページ(<https://www.tokuriki-kanda.co.jp/>)の【会員様メニュー】内、WEBスポット購入。

②受付時間

営業日10時から13時30分までとします。

③申込み

WEBスポット購入フォームに所定事項を入力し送信ください。

④購入単位

重量指定(5g以上)あるいは金額指定(5g相当以上)とします。

⑤適用価格

会員から購入依頼メールを受信した時点とします。

⑥決済方法

購入受領メールを会員に返信いたします。弊社指定銀行口座に購入受領メール記載のご請求額を電信扱いで申込み当日14時までにお振込みいただきます。

振込手数料は会員負担とします。

⑦発行書類

取引完了後、スポット購入内容を記載した“計算書”を会員のご登録住所宛に送付いたします。

4. 会員が金額指定にてスポット購入された場合、購入重量は小数点第3位を切り捨てとします。

第15条(スポット購入注意点)

1. スポット購入は、申込み時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。
2. 購入停止中の会員は、スポット購入をご利用いただくことができません。
3. 初回買付が行われていない場合は、スポット購入をご利用いただくことができません。
4. 別途、スポット購入の上限金額また上限重量を定めることができるものとします。

第16条(スポット購入の不承諾)

以下の場合、弊社はスポット購入を承諾しないことがあります。その場合、直ちにご連絡します。

1. 受信したWEBスポット購入フォームの所定事項に入力不備がある場合。
2. 売買契約を成立させるのに不相当と判断した場合。
3. 過去に取引で不履行があった場合。

第17条(返却)

会員は、本委託契約期間中、返却受付時間内において、地金の返却を申し出ることができます。返却を請求できる重量は、申込み当日の前日残高を限度として5g以上とします。返却地金については、ご指定がない限り弊社が販売する地金の降順を基本とした組合せとなり、小口地金製造手数料は無料となります。重量の組合せについてご指定をいただく場合には、規定の小口地金製造手数料が発生するものとします。

地金の返却は状況により、製造期間をいただく場合があります。その場合、相当の期間をもって対応いたします。

1. 店舗受付

①受付先

東京本社地金店舗または大阪店。

②受付時間

営業日10時から17時までとします。ただし、月の最終営業日のみ16時までとします。

③申込み

店頭にて所定の手続きを行っていただきます。

④決済方法

小口地金製造手数料が発生した場合、店頭にて現金でお支払いいただきます。

⑤発行書類

取引完了後、返却内容を記載した“返却明細”を発行いたします。

小口地金製造手数料が発生した場合は“計算書”も発行いたします。

⑥地金の受渡

店頭にて地金の受渡をします。

2. 電話受付

①受付先

地金店舗所定の電話番号。

②受付時間

営業日10時から17時までとします。ただし、月の最終営業日のみ16時までとします。

③申込み

電話にて申込みをしていただき、所定の手続きを行っていただきます。

④決済方法

小口地金製造手数料が発生した場合、弊社指定銀行口座に電信扱いで翌営業日14時までにお振込みいただきます。

振込手数料、送料は会員負担とします。

⑤発行書類

取引完了後、返却内容を記載した“返却明細”を発行し、会員のご登録住所宛に送付いたします。小口地金製造手数料が発生した場合は“計算書”も同封いたします。

⑥地金の受渡

入金確認後、原則として翌営業日に会員のご登録住所宛に発送いたします。

3. 返却は、申込み時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。

4. 弊社は、地金の返却後に生じた盗難、滅失、その他の危険および損害について一切責任を負わないものとします。

第18条(売却)

会員は、本委託契約期間中、売却受付時間内において、地金の売却を申し出ることができます。売却を請求できる重量は、申込み当日の前日残高を限度として1g以上とします。売却価格は、申込み時点の弊社発表買取価格（以下、「買取価格」といいます）にて算出します。

1. 店頭受付

①受付先

東京本社地金店舗または大阪店。

②受付時間

営業日10時から16時までとします。

③申込み

店頭にて所定の手続きを行っていただきます。

④適用価格

売却申込み時点とします。

⑤決済方法

売却代金は現金またはお振込みとします。

お振込みの場合、原則として申込みを受けた2営業日後に会員のご登録口座にお振込みいたします。振込手数料は会員負担とします。尚、振込日が月末にあたる場合は3営業日後にお振込みとなります。

⑥発行書類

取引完了後、売却内容を記載した“計算書”を発行いたします。

2. 電話受付

①受付先

地金店舗所定の電話番号。

②受付時間

営業日10時から16時までとします。

③申込み

電話にて申込みをしていただき、所定の手続きを行っていただきます。

④適用価格

売却申込み時点とします。

⑤決済方法

原則として申込みを受けた2営業日後に会員のご登録 口座にお振込みいたします。振込手数料は会員負担とします。尚、振込日が月末にあたる場合は3営業日後にお振込みとなります。

⑥発行書類

取引完了後、売却内容を記載した“計算書”を発行し、会員のご登録住所宛に送付いたします。

3. 売却は申込み時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。

第19条(等価交換)

会員は、本委託契約期間中の受付時間内において、等価交換を申し出ることができます。等価交換の対象商品は金貨および工芸品を含む宝飾品になります。等価交換重量は、申込み時点の買取価格にて算出します。等価交換できる重量は、申込み当日の前日残高を限度とします。

1. 店舗受付

①受付先

東京本社地金店舗または宝飾店舗。

②受付時間

営業日10時から16時までとします。

③申込み

店頭にて所定の手続きを行っていただきます。

④適用価格

等価交換申込み時点とします。ただし、注文品及び製品在庫がない場合は、納品時点とします。

⑤発行書類

取引完了後、等価交換内容を記載した“等価交換明細”を発行いたします。

⑥商品の受渡

店頭にて商品の受渡をします。商品によって別途お日にちをいただく場合があります。

2. 電話受付

①受付先

地金店舗または宝飾店舗所定の電話番号。

②受付時間

営業日10時から16時までとします。

③申込み

電話にて申込みいただき、所定の手続きを行っていただきます。

④適用価格

等価交換申込み時点とします。ただし、注文品及び製品在庫がない場合は、納品時点とします。

⑤発行書類

取引完了後、等価交換内容を記載した“等価交換明細”を発行し、会員のご登録住所宛に送付いたします。

⑥商品の受渡

会員のご登録住所宛に発送いたします。商品によって別途お日にちをいただく場合もあります。

3. TOKURIKI 1 コースでプラチナ製品に等価交換をすることもできます。また、TOKURIKI 2 コースも同様とします。ただし申込み当日の前日残高がプラチナ地金の場合、金貨への等価交換はできません。
4. 等価交換重量は宝飾品の販売価格から15%値引きした状態で算出するものとします。ただし、金貨および特別ご奉仕品、喜平ネックレス・ブレスレットなど一部商品は除くものとします。
5. 等価交換重量は小数点第4位までとし、少数点第5位を切り捨てとします。
6. TOKURIKI 3 コースは会員の希望がない場合は、残高重量が多い地金より等価交換いたします。
7. 3万以上(税込)の等価交換をした場合の送料は弊社負担となります。3万円未満(税込)の等価交換ならびに15%値引き対象外の送料は会員負担とします。
8. 等価交換は、申込み時に取引契約は成立し、キャンセル、返品、交換はできません。

第20条(ボーナス月増額購入)

1. 会員は、ボーナス月に買付金額を増額することができます。
増額可能金額は、いずれのコースも最低5,000円(税込)からとし会員の希望により1,000円(税込)単位で上積みした金額とします。
2. ボーナス月増額金額は、1月および7月の購入代金の口座振替日にあわせて口座振替を行い、2月および8月に増額買付を行います。
3. 購入期間の途中でボーナス月増額購入を希望される場合は、弊社所定の用紙に必要な事項をご記入のうえ、口座振替月の原則前月20日までにご提出いただけます。

第21条(徳力プレミアム)

会員が1年間の満期を迎える毎に、月々買付金額に応じて、年間買付地金重量に下表に定める年率を掛けた重量を“徳力プレミアム”として、お預かり地金に自動加算いたします。なお、返却・売却または等価交換される毎に年率が低下し、2回目以降は固定年率となります。

年間買付金額(月平均)	返却・売却なし	1回目の返却・売却後	2回目以降返却・売却後
3,000円～ 4,000円	0.10%	0.08%	0.05%
5,000円～30,000円	0.12%	0.10%	0.08%
31,000円～	0.15%	0.12%	0.10%

(税込)

第22条(徳力プレミアム対象外)

1. 中途解約をされた会員は徳力プレミアムの対象外となります。
2. スポット購入で加算された重量は徳力プレミアム対象外となります。
3. 買付設定金額にかかわらず、購入金額等が1度でも口座振替できなかった場合は徳力プレミアム対象外となります。ただし、弊社が定める期日までに購入金額等を弊社指定銀行口座に支払われた場合は、徳力プレミアムの対象となります。

第23条(購入停止)

1. 会員は、本委託契約期間満了の原則前月20日までに、弊社所定の用紙による申し出にて、翌年度の買付委託を停止することができます。なお、この場合、会員は年会費

のみを口座振替によりお支払いいただきます。

2. 前項の場合を除いては、会員は本委託契約期間の途中で買付委託を停止することができません。

第24条(届出事項の変更)

会員は、住所や氏名等のご登録内容に変更が生じた場合、または振替口座を変更される場合は、速やかに弊社に通知ください。

通知が弊社に到着する前に生じた紛議について、弊社は一切責任を負わないものとします。

第25条(譲渡禁止)

会員は、定額購入制度の地位および定額購入制度による会員の債権を第三者に譲渡、質入れ担保提供等の行為をすることはできません。譲渡、または担保に供したために生じた紛議等については、弊社は一切責任を負わないものとします。

第26条(注意点および禁止事項)

1. 会員が過去一度でも取引のキャンセル等本約款に違反した事実がある場合は、申込みをお断りすることができます。
2. 返却で発送した地金のお引取りがない場合には、返却地金は弊社に返送されます。この場合、当該返却地金を一時保管し、会員の申し出を受け次第、送料は会員負担にて再度発送します。再配達にもかかわらず返却地金が弊社に返送された場合、また1年経過しても申し出がない場合については、会員の返却申込みが取消されたものとして扱います。この場合、返却地金は会員の残高に加算しますが、送料等の必要経費は地金保管残高から経費負担分の地金を売却します。
3. 同日の地金売買・返却・等価交換はお断りすることができます。
4. 会員は、自らまたは第3者を利用して以下に該当する行為を禁止します。
 - ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③取引に関して、脅迫的な言動や暴力を用いる行為。
 - ④弊社の信用を毀損し、業務を妨害する行為。

第27条(本委託期間満了による契約終了)

1. 会員は、本委託契約満了の原則前月20日までに弊社所定の用紙による申し出にて、翌々月第一営業日(以下、「解約日」といいます。)に本委託契約を終了させることができます。
2. 第1項の場合、会員が解約日をもって地金の返却、売却を受けることができます。この場合は第17条・第18条の規定によるものとします。ただし、当該条項の「前日の地金残高」については「地金保管残高の全重量」と読み替えます。
3. 第23条の規定により定額購入制度の買付委託停止中の会員は、営業日の受付時間内において、全量清算を申し出ることができます。

第28条(契約解除による契約終了)

1. 会員が以下に該当した場合、会員のご登録住所宛に発送する書面の通知をもって、本委託契約を解除することができます。
 - ①申込み時に虚偽の申告をされた場合。また判明した場合。
 - ②本約款に違反された場合。
 - ③関係のある法令に違反した場合、またそのおそれがあると認められた場合。
 - ④法令による命令を受けた場合。
 - ⑤口座振替日から2ヶ月が経過しても年会費の支払いがない場合。(購入停止中の会員も含む)
 - ⑥本委託契約期間中に購入金額等が2ヶ月続けて会員のご登録口座から口座振替ができなかった場合。
 - ⑦本委託契約期間中に購入金額等が同年度に3回会員のご登録口座から口座振替ができなかった場合。

- ⑧第38条に違反していると判明した場合。
 - ⑨破産、民事再生、その他債務整理手続きの申立てを受けた場合。
または自ら申し立てた場合。
 - ⑩仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立て、もしくは租税公課の滞納に係る滞納処分を受けた場合。またはこれらの申立て、処分を受ける可能性のある事由が生じた場合。
 - ⑪その他やむを得ない事由がある場合。
2. ⑤⑥⑦において、弊社が定める期日までに購入金額等を弊社指定口座に支払われた場合、本委託契約は継続されるものとします。
 3. 会員の解除の効力は、解除の通知を発送した時からとします。
 4. 第1項による契約解除において、弊社は一切責任を負わないものとします。
 5. 第1項の場合、地金の返却および売却処理を行います。ただし、所在等が不明となり連絡を行うことが不可能であると判断した場合は、地金の売却処理を行います。この場合は第17条・第18条の規定によるものとします。

第29条(会員の逝去による契約終了)

1. 会員が逝去した場合、本委託契約は、会員の相続人の全員または1人からその旨の通知および会員逝去を証する書面が弊社に到着した月の末日をもって終了するものとします。
2. 前項の場合、会員の相続人には弊社所定の逝去による契約終了届出および必要書類をご提出いただきます。弊社は、原則として、これらの書類が弊社に到着した翌月第1営業日(ただし、書類到着日が月末に近い日であるときは第1営業日にできるだけ近い営業日)に地金保管残高の全量を返却、または売却をします。相続人が通知をされず、保管費用等が発生した場合は、地金保管残高から経費相当分の地金を売却します。
3. 返却の場合、地金は相続人代表者に発送いたします。なお、返却方法は第17条の規定によるものとします。
4. 売却の場合、売却代金を相続人代表者の口座にお振込みいたします。なお、売却方法は第18条の規定によるものとします。

第30条(会員が成年後見開始の審判等を受けた場合手続き)

会員のために家庭裁判所から成年後見人、保佐人または補助人が選任された場合、成年後見人の署名または会員および保佐人または補助人の連署にて、弊社にご連絡いただきます。

なお、この場合、弊社所定の届出とともに家庭裁判所の審判の内容を証明する書類をご提出いただきます。

第31条(相場変動による取引の停止)

為替相場の大きな変動、海外相場の大きな変動、その他日本市場に買い手が殺到した場合や、売り手が殺到して異常事態と弊社が判断した場合、本約款に基づくお取引を停止することができ、弊社は一切責任を負わないものとします。

第32条(不可抗力および免責事項)

天災、戦争、その他の不可抗力における履行遅滞または履行不能については、弊社は一切責任を負わないものとします。

なお、これらの事由により、本委託契約に基づく取引の実行ができなくなった場合も、弊社は会員に対し何等の責めを負わないものとします。

第33条(取引の停止・中止・中断・変更)

以下事由により、会員に予告なく本サービスの停止・中止・中断・変更をすることができます。

このことによって生じた会員の損害について、弊社は一切責任を負わないものとします。

- ①本サービスを提供するための装置に、保守点検や緊急を要する更新があった場合。
- ②本サービスを提供するための装置に、故障・異常・障害が発生した場合。

- ③天災等による公共交通機関の乱れにより、弊社運営に及ぼす影響が生じた場合。
- ④第31条・第32条の準ずる内容の発生、もしくは発生するおそれがある場合。
- ⑤その他弊社がやむを得ず必要と認めた場合。

第34条(不可抗力による契約終了)

第31条・第32条・第33条に基づく事由により、やむを得ず本委託契約が継続しがたい事態となった場合は、会員に対して弊社は一切責任を負うことなく、定額購入制度を終了するものとします。その際、速やかに会員に告知し、地金の返却、売却をいたします。この場合は第17条・第18条の規定によるものとします。

第35条(供託)

地金の発送をしたにもかかわらず、相当期間を経過しても、会員による受領がない場合、弊社は会員に対する何等の通知を要することなく、地金または現金を東京法務局に供託することができるものとします。弊社の会員に対する責任は供託をおこなったときをもって終了します。なお、供託に要した一切の費用は、会員の負担となり発生した費用を差し引いて供託することができるものとします。

第36条(約款改定ならびに承認)

1. 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。
2. 本約款の内容を改定し、その内容が会員の資産に影響を及ぼすような場合、改定内容を会員に個別に通知し改定後の約款を送付します。また、改定内容が会員の従来の権利を制限する、もしくは会員に新たな義務を課すものでない場合や会員の資産に影響しない場合、ホームページにて通知後、その掲載をもってこれに代えることができるものとします。

第37条(合意管轄)

本約款による定額購入制度に関し、会員との間で訴訟の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所、または東京簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

第38条(反社会的勢力排除)

会員は、弊社に対し、自身または代理人が反社会的勢力その他以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを約束します。

- (1)暴力団
- (2)暴力団員
- (3)暴力団準構成員
- (4)総会屋等、社会運動など標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

第39条(反社会的勢力排除に関する基本方針)

次のとおり反社会的勢力排除に関する基本方針を定め、役員・社員一同これを遵守することにより弊社に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性の確保に努めます。

1. 反社会的勢力からの不当要求に対し、組織全体として対応するとともに役員・社員の安全を確保します。
2. 反社会的勢力による被害を防止するために、外部機関と積極的に連携しながら適正に対応します。
3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を遮断します。また、不当要求は断固として拒絶します。
4. 反社会的勢力による不当要求に対して、毅然として法的対応を行います。
5. 反社会的勢力との裏取引や資金提供は絶対に行いません。

第40条(個人情報の取り扱いについて)

高度情報化社会における個人情報保護の重要性を認識し、法令を遵守するとともに、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の収集について

個人情報を収集させていただく場合は、利用目的、提供範囲、ご相談窓口を明示したうえで、必要最低限の個人情報といたします。

- ・お客様とのご連絡、ご確認、お知らせなどお取引の円滑な遂行のため
- ・ご利用されたサービスに関するフォローのため
- ・お取引代金の決済処理のため
- ・ご利用されるサービスの遂行のため
- ・商品やサービスのご案内、アンケートなどをお送りするため

2. 個人情報の利用について

弊社は、個人情報を収集の際に示した利用目的の範囲内で、業務の進行上必要な限りにおいて利用します。

3. 個人情報の提供について

弊社が個人情報を利用目的の範囲内で、業務遂行のために他へ提供する場合には、提供先に対して個人情報の漏洩や再提供などしないよう、適正な管理を行います。

4. 個人情報の管理について

弊社は、収集した個人情報の正確性を保ち、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん漏洩の危険を防止する適正な管理を行います。

5. 個人情報の開示、訂正、利用停止、消去について

お客様がご本人の個人情報に関する開示、訂正、利用停止、消去等を希望される場合は、個人情報ご相談窓口までご連絡いただければ、弊社所定の手続きにより速やかに対応いたします。

6. 組織・体制

弊社は、個人情報統括責任者を任命し、個人情報の適正な管理を実施いたします。弊社は、役員および社員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法について周知し、日常業務における個人情報の適正な取り扱いを徹底します。弊社はこの方針を実行するため、個人情報コンプライアンス・プログラム（本方針、個人情報管理規定及びその他の規定、規則を含む）を策定し、実施し、維持し、継続的に改善していきます。

個人情報に関するお問い合わせ（個人情報ご相談窓口）

TEL：03-5577-5114／弊社受付時間 9：30～17：00

〈第三者への業務委託について〉

弊社は第三者と機密保持契約を交わした上で、本契約に基づく業務の一部である代金引き落とし等について業務委託いたしますが、その業務以外の目的で利用することはありません。

第41条（準拠法）

この約款に定めのない事項については日本国の法令に従います。

以上